

近世における水をめぐる村落間紛争——駿州志太郡 蓮華寺池用水争論を例に——

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 杉山, 容一 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/554

近世における水をめぐる村落間紛争

——駿州志太郡蓮華寺池用水争論を例に——

杉 山 容 一

はじめに

蓮華寺池は、近世初期において周辺村落に水を供給する農業用水源として、人工的に造られた溜池である。現在も静岡県藤枝市内に存在し、池周辺が公園として整備され、市民の憩いの場となっている。しかし、今の蓮華寺池からは想像もできないが、この溜池は近世期を通じて、周辺の村落地域社会を二分する程の、対立を生み出す争いの種であり続け、度々争論の原因となっていた。

後述するように用水をめぐる村落間争論というのは、近世において全国各地で発生した、農村間における普遍的な課題であった。今回取り上げる、蓮華寺池用水をめぐる村落間争論も近世期を通じて度々発生しており、この点は全国的に見て一般的な事象といえる。しかし蓮華寺池争論は、慶長期以降、近世を通じて何度も繰り返され、しかもこの争いが明治維新以降、近代に入ってから継続していた点は注目すべきことである。なおかつ近世期に発生した争論の際作成された証文類が、明治維新以降に発生した争論において、証

拠文書として使用されたという事実は、非常に興味深く重要な点であると考ええる。そこで本稿では、近世期争論発生の際に作成された、訴訟文書や裁許状、済口証文などを詳細に分析することにより、近世村落社会の特徴や、争論に関わった人々の動き、考え方などを明らかにしていきたいと思う。なお、明治維新以降に展開した、蓮華寺池用水争論に関しては、別稿にて分析していく事をあらかじめ付言しておく。

ところで、近世の百姓に対するイメージといえば、長らく、封建領主権力の抑圧により、自由な発言など全くできない「もの言わぬ百姓」像というのが一般的だった。

しかしながら、こうした近代以降に形成されてきた近世の百姓イメージを、真っ向から否定するような発言を、近世においてしている人物がいた。近世中期に東海道の宿場である、武蔵国橘樹郡川崎宿で名主・本陣・問屋役を勤め、後に幕臣にも登用された農政家の田中休愚である。彼はその著書『民間省要』^①の中で、次のような記述をしている。すなわち、「夫百姓の公事、武士の軍戦なり。其意趣止事なく、武士ハ一戦に其遺恨を散し、百姓は戦事不叶故ニ、公

所え出て命を争ふ。其国其所二害をなさんと欲する事は、早く其筋をさがして其根を切ル時ハ、早速葉枯て鎮る事、十二六、七なり。初をゆるかせ二して置時は、事二よりて領主・郡代の力ニも不及事有。其一人を正して、万人を動かす事なかれ。国土の軍戦二ひとしく、国を動かすの公事、多ハ一人の心の内より起る事多し」とある。百姓の公事とは、武士の戦と同じものであり、その恨み憎しみはおさまることがない。武士は戦で恨み憎しみを晴らすことができるが、百姓はそれが叶わないので、役所に出て行って命がけで争う事もいとわれない。国土を賭けた戦争と同じように、国を動かすほどの大きな公事も、その多くはただ一人の人間の心の中から現れるものであると述べている。百姓にとって争論とは、武士の戦争同様、命がけで必死に自己主張を展開し、自己および自らが所属する社会の権利を守るため争うものだったのであり、ときにはそれが、落やひいては一國を動揺させる程の影響力を持っていたのである。このような田中休愚の指摘からは、既存の「もの言わぬ百姓」イメージというものが、いかに現実とかけ離れているものかを表しているといえるだろう。

このため近年、今までの百姓イメージを覆すような新たな研究がなされ始めている。例えば、渡辺尚志氏は信州松代藩や上総国、出羽国などに残る、地方史料に含まれた大量の訴訟文書を詳細に分析し、様々な事例をもとに既存の百姓イメージの払拭をはかり、新たな「もの言う百姓」イメージを提供している⁽²⁾。

翻って、本稿で検討する近世期の用水争論については、昭和戦前

期より膨大な研究蓄積を有する研究課題である。ここで、先学諸氏全ての研究成果を整理し紹介するのは避けるが、代表的な研究として喜多村俊夫氏の研究がある。喜多村氏の研究では、用水慣行の問題、水利権、治水問題や村落間における用水の維持・管理・番水・分水について、また用水争論の分析やこれらの諸問題について、領主権力がどのように介在していたのかなどを、全国的かつ総合的な観点から分析をおこなっている⁽³⁾。同時に喜多村氏は、備前・備中・信濃・甲斐・越中・越後・佐渡・美濃・讃岐・和泉等各国に存在する村々を事例として、上記の研究で明らかにした諸点を前提に、個別具体的な実態説明を網羅的にあわせておこなっている⁽⁴⁾。大塚英二氏は、技術史の視点から遠江国の村落間で発生した用水争論を事例とし、技術の発展をもって争論を解決に導こうとする村々の対応に着目して、用水坎樋技術の進化について考察している⁽⁵⁾。さらに、渡辺尚志氏は最新の研究で、近世村落の用水慣行や用水争論について取り上げている⁽⁶⁾。渡辺氏はまず、近世における百姓と用水のかかわりについて、治水工事で百姓が凝らした工夫とはどのようなものだったのかを見ていき、用水争論が発生した際、その原因は一般的に如何なる理由が多かったのか、そしてその争いを、百姓たちはどうのような方法で解決にもっていったのか等を概観している。続いて具体的な検討対象に入り、河内国の村落間で長期にわたり繰り返された用水争論を取り上げている。地元に残された膨大な訴訟文書や、関係する文書の分析を詳細におこない、百姓にとって死活的に重要であった用水権を、彼らは具体的にどのような死守しようとし

ていたのか、争いの原因や背景、ひいては解決に至るまでのプロセスに注目して分析をおこなっている。また本稿との関係で、特に渡辺氏の研究中で着目したいと考える点は、用水争論が発生し訴訟が展開されるとなった場合、この地域を支配する領主権力はどのように問題の解決へと導いていったのか、その役割についてである。渡辺氏が取り上げた河内国は、氏自身が述べているように、幕領・大名領・旗本領・寺社領などが複雑に入り組む地域であり、こういった地域で発生した争論は、一般的に関係する各村落の領主が、複数にわたる相給村落である場合が大半なので、幕府に訴訟が持ち込まれる。なぜなら、領主が異なる村同士の争いを裁けるのは、すべての領主の上に立つ幕府だけだからである。まさに渡辺氏が取り上げた河内国は、いわゆる「非領国」地域における支配関係の特徴を、明確に読み取れる地域といえるだろう。

以上、先学の諸研究を踏まえた上で、本稿は近世を通じて度々発生した蓮華寺池をめぐる争論を取り上げる。この池をめぐる争論は、新開の是非や水利権に関し、周辺の若王子村と五十海・市部両村との間で、対立を繰り返してきた。こうした用水争論の具体像を明らかにするため本稿では、以下の二つの課題設定をし、その説明をおこなっていきたいと考える。

まず、第一の課題として、宝永・享保期、元文期、文化期の三つの時期に発生した争論を取り上げ、この際作成された訴訟文書や裁許状、済口証文などを素材に、争論の実態説明を行っていく。用水争論とは、百姓にとって水の安定的確保が極めて重要な事案であ

り、それを確実に実現していく過程において、利害関係の対立した村落間で発生する軋轢なのである。こうした際に作成された文書を詳細に分析することで、対立する若王子村と五十海・市部両村の百姓たちは、どのような自己主張を展開し、自らおよび自村の権利を守るため行動し発言していたのか、具体的に明らかにしていくことができるものと考ええる。

第二の課題として、蓮華寺池争論に領主権力がどのように関わっており、解決のため如何なる役割を果たしたのかという点である。若王子・五十海・市部各村が存在する駿河国は、近世最初期を除き明治維新まで一貫して、幕領・譜代藩領・旗本領・寺社領などが錯綜する地域であった。戴田貫氏は駿河国について「この地域には駿府町奉行があり、中泉・駿府の代官もいたが、駿遠を包括する広域的な地域編成が認められないとすれば（中略）、このような地域こそ「非領国」と呼ぶべきであろう」と述べている。⁽⁷⁾「非領国」地域においては、村落間で長年にわたり蓄積してきた諸矛盾が、激しい対立へと変化し、急速に状況を悪化させる事例を多々見受ける。⁽⁸⁾それは、領主支配の錯綜状態が障害となり、入会地利用に関する対立や用水問題が発生したケースで、顕著に見られる対立事象なのである。駿河国地域に限らず全国的に、「非領国」地域社会は支配関係が錯綜しているがゆえ、広域的地域を一円支配しているような藩領国地域社会よりも、領主支配権力が村落社会や民衆に与える影響は比較的小さいと見られてきた。このため民衆は、特定の領主に頼れば問題解決が図れるといった地域ではないので、村社会が他村と組

合村や郡中寄合などを自主的に組織し、民衆自らが地域社会の運営に主体的に取り組み、地域社会内部で発生する様々な問題を解決するだけの、自治的能力や政治的調整能力を自力で身に付けていった。⁹⁾ こうした中で、この地域を支配する領主たちは、争論解決のためどのような役割を果たしたのであるうか。そこでこの地域を支配する田中藩の言動に注目したい。後掲の【蓮華寺池周辺村落高一覧表】を見ていただいてもわかるように、若王子・五十海・市部各村は、共通して田中藩の支配下にある一方で、この地域の寺社も領地をもつ相給村落であった。ここで用水争論が発生した際、田中藩は具体的にどのような役割を果たしたのかという問題である。田中藩が「公権力」として果たすべき役割、すなわち原告・被告両者が納得するような裁許を出すことにより、藩の権威維持、ひいては公的システムとしての藩の権能は正常に機能していたのであろうか。それとも、前で見たと渡辺氏の分析した河内国の用水争論のように、この地域の領民も幕府による裁許により問題解決を図ろうとしたのだろうか。こうした点について、明らかにしていきたいと思う。

近世に日本各地で発生した争論を見ていき、詳細かつ丁寧に分析するという事は、野尻泰弘氏が指摘するように、「近世社会をみること」なのである。¹⁰⁾ こうした指摘を前提とすれば、本稿のような問題説明を行っていくことにより、近世百姓が作成した訴訟文書の中から、近世村落社会内部の特徴を明らかにできるという意味も見出すことができるだろう。

一、蓮華寺池の誕生と周辺村落

まずは、管見の限り蓮華寺池に関する最もはやい、慶長一五（一六一〇）年二月に発給された、次の二点の史料を見ていく。

【史料1】¹¹⁾

以上

蓮花寺岡堤之替地に五十海村・市辺村之内にて畠毫町ほと若王子百姓之かたゑ渡し可被申候、以上

二月十五日

彦 九兵（御判）

五十海村

市辺村

百姓中

【史料1】の発給者として名前が記されている「彦 九兵」とは、彦坂九兵衛光正（永禄八（一五六五）年生、寛永九（一六三二）年没）のことである。彦坂光正は、徳川家康の側近として駿府大御所政治を支えた出頭人の一人であり、慶長一四（一六〇九）年には、駿府町奉行に任命されている。¹²⁾ 駿府町奉行の職掌は本来、駿府城代・駿府勤番衆と協力して西国諸侯への抑止としての役割や、参勤交代などで東海道を通行する諸大名・諸士の監察、駿府町中・駿河・伊豆の支配と公事裁判の執行、久能山東照宮の警衛などが基本であるが、大御所出頭人としての駿府町奉行の職掌は、より広範囲で強力な権限が与えられていたようである。本多隆成氏の研究によ

ると、彦坂に与えられた職権は、前掲の基本業務以外に、駿府とその周辺の被支配身分に関する問題にとどまらず、武士身分に関わる諸問題や、駿府城内の検断、はては国家的大事件への介在も観取され、彦坂は大御所側近として「駿府政権下の駿府町奉行に固有の役割」を果たしていたようである。

また、本稿にとって特に重要なのは、彦坂が担っていた代官としての側面である。駿河・遠江・三河の三カ国支配を担当し、荒地などの開発奨励、用水・入会地問題、商人・職人の統制、金山経営、山林・木材関係、交通問題など多方面にわたる民政業務を担当している。こうした彦坂の職務権限に基づいて発給されたのが【史料1】なのである。

農業用水の確保に苦心する五十海・市部両村は、駿州の地方支配を担当する彦坂へ、隣接する若王子村内に、溜池として蓮華寺池を造成するための嘆願書を提出したようである。五十海・市部両村は、若王子村内の土地を潰して、同村内にある岩田山の谷間を利用し、尾根と尾根の間に堤を築いて池を造ろうと計画したのである。⁽¹⁶⁾

この嘆願に対して、彦坂から発給されたのが【史料1】である。これによると彦坂は、五十海・市部両村の要請を認め、若王子村内の土地を潰して溜池を造ることを認めている。その一方で、若王子村にも配慮を示し、「替地に五十海村・市辺村之内にて畠耆町ほと若王子百姓之かたゑ渡し可被申候」と、五十海・市部両村は、若王子村内で溜池とするため潰した土地の代替地として、自村内で耕地一町ほどを若王子村へ譲渡するよう、命じていることがわかる。

続いて、同じ日に彦坂より若王子村へ発給された、次の史料を見よう。

【史料2】⁽¹⁶⁾

以上

五十海村之荒地、同市辺村荒地之分其方二申付候間物主に成起可申候、以上

戊二月十五日

彦九兵衛

若王子村

九郎三郎 参

宛名の「九郎三郎」とは、若王子村の村役人と思われる。この史料によると、五十海・市部両村の「荒地」を若王子村に引き渡すので、九郎三郎がしっかり管理するようにとの、彦坂からの命令が述べられている。ここで着目すべきは、五十海・市部両村が、【史料1】の中にある「畠耆町ほと」、すなわち耕地約一町を引き渡したのではなく、「荒地」を彦坂の命により、若王子村へ引き渡している点である。【史料1】では、彦坂は明確に「畠耆町ほと」を引き渡すように述べているにも関わらず、【史料2】では「荒地」と、引き渡すべき土地が変わってしまっているのである。若王子村は隣村のため、村内の貴重な土地を提供したにもかかわらず、その代替措置が五十海・市部両村の「荒地」引渡しでは、強い不満を抱いてもおかしくはない。なぜなら、若王子村は引き渡された「荒地」を、収穫が得られる耕地にするため、本来なら負担する必要もない余計な人的・金銭的コストを、新たに負担させられる羽目になってしまっ

たからである。

このような若王子村の不满にもかかわらず、溜池工事は慶長一五年から着々と進められ、三年後の「慶長十八年彦坂九兵衛殿支配之節高三拾六石余被潰溜池に成¹⁷⁾」と、同一八年には溜池が完成し、若王子村は池造成のため村内の土地、三六石を潰すことになったという事がわかる。

ところで、こうして完成した溜池＝蓮華寺池は、近世を通じてどのような池だったのだろうか。当時の蓮華寺池の状況については、「駿河記¹⁸⁾」という駿州内の地誌にその記載が見うけられる。

【史料3】

○蓮池 宝永の頃、田水旱魃の備へとして山麓に溜池を掘る。回り数十町。西の方山際に入て、大谷鍋小谷鍋と云澤あり。此池蓮を出、六七月の頃は朱華亭々たり。根を掘出して市中に鬻ぐ。又冬月は雁鴨の類多く集る故、鯉鮒等生ず。里人云、此處古より小池ありし所なり。寛永以来池を広げてより、市部五十海此池水を田濯に曳ゆゑに、両村より地錢を若王子村へ出し来ると云云。

この地誌は、近世後期に書かれたものであるが、蓮華寺池の細かい状況が記載されている。蓮華寺池は、近世においては「蓮池」という名称が一般的だったようである。池は周囲「数十町」にもなる広大な広さであり、「大谷鍋小谷鍋と云澤」から常に新鮮な水が流れ込み池を潤し、夏季にはハスの花が咲き乱れ大変美しく、あわせてレンコンの収穫もでき、周辺宿村に商品作物として流通してい

た。「雁鴨」といった鳥類や、「鯉鮒」などの魚類等の獲得もあり、池は周辺村落に自然の恵みを与え、現金収入源としての恩恵をもたらしていた事が読み取れる。

ただし、この史料は二ヶ所注意すべきところがある。まず一行目にある「宝永の頃」とあるのは、史料解読で読み間違えてしまったか、あるいは翻刻し印刷した際の誤植と思われる。そして二点目は、「市部五十海此池水を田濯に曳ゆゑに、両村より地錢を若王子村へ出し来ると云云」という部分である。後述していくように、五十海・市部両村が若王子村に対し、池の水を引くための使用料などを支払っていたという事実は、見当たらないのである。

また、蓮華寺池に関わる興味深い次のような史料もある。

【史料4】¹⁹⁾

蓮花寺池はすの葉之義、前々庄屋ニ被下候由、其方共被申付其段相窺候之処、先代之通仕候様ニと被 仰付候、可被得其意候、尤はすの葉御用ニも入不申候ハ、是又左様相心得可被申候、以上

戊七月七日

若王子村

庄屋中

世古甚右衛門²⁰⁾

この史料は、天和二（一六八二）年七月に、領主である田中藩より若王子村の村役人たちへ出されたものである。この史料によると、蓮華寺池のハスの葉の取り扱いについて、これまで通り、藩は若王子村の村役人が収穫する権利を認め、「はすの葉御用」なども

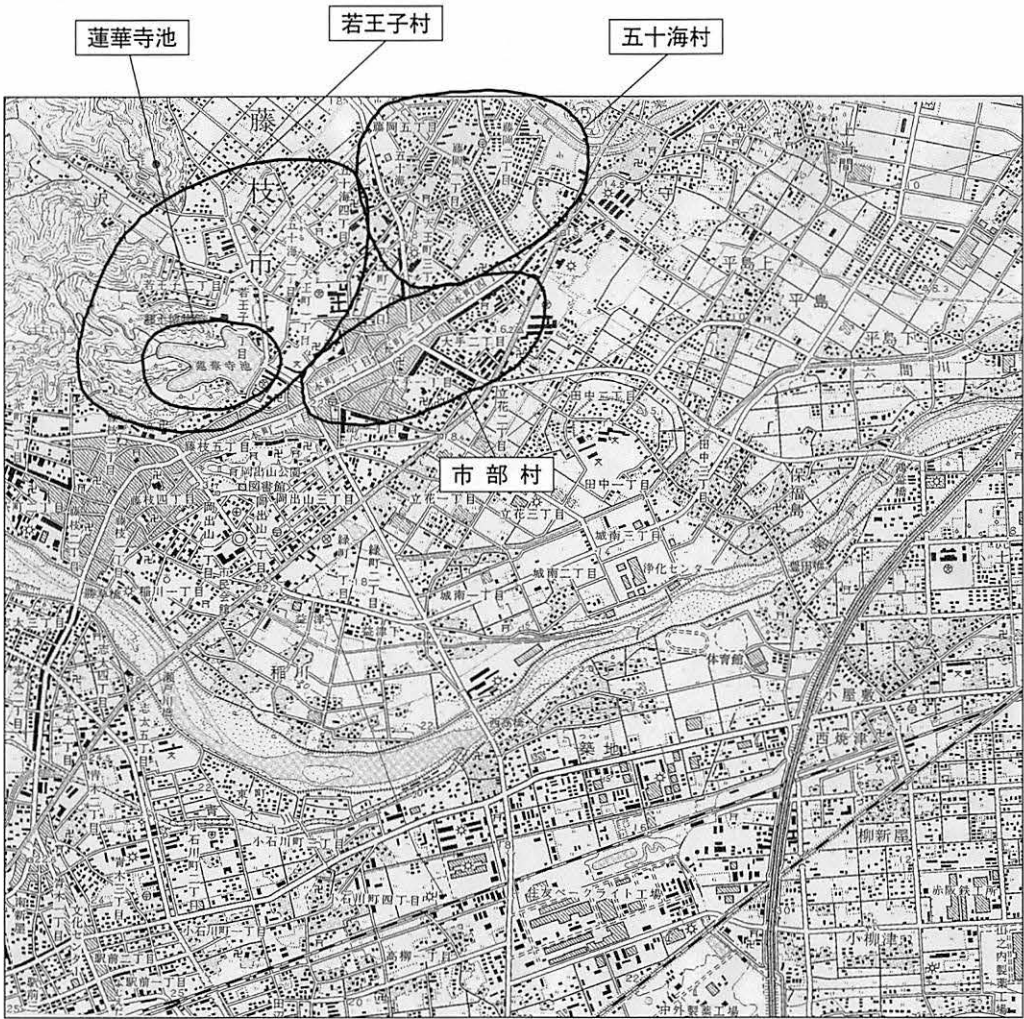
【蓮華寺池周辺村落村高一覧表】

(単位：石)

村名	年号	寛永期	元禄期	天保期	幕末期	幕末期支配関係
若王子村		173石 8 斗 1 升 7 合	188石 3 斗	227石 3 斗 2 升 3 合	227石 7 斗 1 升 3 合	田中藩領・洞雲寺領・若一王子社除地など
五十海村		336石 1 斗 4 升	337石 3 斗 6 升 7 合	343石 3 斗 6 升 7 合	343石 3 斗 6 升 7 合	田中藩領・西宮神社山王社除地など
市部村		419石 6 斗 6 升 3 合	422石 8 斗 1 升 7 合	434石 3 斗 2 升 5 合	434石 3 斗 2 升 5 合	田中藩領・素盞鳴社除地など

(出典)『駿河記』、『静岡県史 資料編 9 近世一付録 正保郷帳(遠江)、元禄・天保郷帳(遠江・駿河・伊豆)』、『旧高田領取調帳 中部編』より作成。

【蓮華寺池周辺地図】



(出典) 国土地理院 『1：25,000地形図』

特に申し付ける考えは無い事を保障した文書である。ハスの葉は、別名「荷葉^{かよう}」とも呼び、漢方薬の原料として使用されるものであったから、若王子村が特権的に蓮華寺池から葉の収穫ができるというのは、同村にとって大きな経済的利益をもたらしていたものと考えられるのである。

さて、ここまでは近世期の蓮華寺池について概観してきたが、続いては同池の周辺村落の状況について概観しておきたい。

【蓮華寺池周辺村落高一覧表】は、若王子・五十海・市部三カ村の支配関係および、石高の変遷をまとめたものである。三カ村は駿州他地域の多くの村同様、相給村ではあるものの、基本的には田中藩の支配下に属していた。また各村の石高であるが、五十海村は寛永期～幕末に至るまで凡そ三四〇石前後で推移し、市部村も約四三〇石で安定している。その一方、若王子村は寛永期に約一七三石であったものが、新田開発などの成果もあり、幕末には二二七石余へと約五〇石増加しているものの、五十海・市部両村と比較すれば石高が低いのは明らかである。

続いて【蓮華寺池周辺地図】を見ていただきたい。若王子・五十海・市部三カ村の近くには瀬戸川が流れており、五十海・市部両村は川の水を取り込む「瀬戸川井組」に属し、そこから用水を得ていたが、地理的に両村は「瀬戸川井組」村々の末端に位置していたため、十分な用水を得る事ができないでいた。⁽²⁰⁾このため両村にとって、溜池としての蓮華寺池の役割は極めて重要だったのである。しかし若王子村は、村内の山からの豊富な湧水に恵まれており、かつ瀬戸

川からも水を得ることが可能だったため、用水の心配がなかった。むしろ若王子村にとって必要だったのは、耕地や水田だったのである。五十海・市部両村より石高の低い若王子村は、新田開発や新開を積極的に推進して収入を増加させていく事こそが重要だったのであり、用水よりも新田開発可能な土地を、村内で求めているのである。そのため目を付けたのが蓮華寺池であり、用水に困らない若王子村は、他村のため自村内に造った池を新開したいという希望を強めていく。これに対し、五十海・市部両村にとって蓮華寺池は貴重な水源であり、これを埋め立てて開墾するなどという、若王子村の希望など到底受け入れる訳にはいかなかったのである。ここに蓮華寺池の開発の是非を巡る若王子村と五十海・市部両村との長い争いが展開していく事となるのである。

二、宝永・享保期の蓮華寺池開発と水利をめぐる争論

前述したように、蓮華寺池の新開を成し遂げ、耕地拡大を目論む若王子村は、領主である田中藩へ開発許可願いを行っている。これに対し宝永七（一七一〇）年二月、五十海・市部両村は、若王子村を相手取る訴状を提出している。まずは、この史料から見ていく事としたい。

【史料5】⁽²¹⁾

乍恐書付を以御訴訟申上候

一蓮花寺留池之儀、先年彦坂九兵衛様江奉願御見分之上御取立

被為遊候、其節御意被為遊候ハ、此留池取立之儀奉達御上聞、

市部村・五十海村・若王子村三ヶ村百姓末代之御慈悲ニ留池被為 仰付候間、難有可奉存候、右池代替地、両村より若王子村江可相渡旨被為仰付候、則替地相渡シ御書付被下置、今

以所持仕候、然所ニ此度若王子村より池之内新田開発仕度と御願申上段不届奉存候、此池少にても新田ニ罷成候而者市部村・五十海村用水之便り無御座、両村之田地白田ニ罷成、惣百姓迷惑至極仕候、尤若王子村之義者水上ニ而殊ニ少高ニ御座候上、留池水不足仕候而も迷惑仕候程之儀無御座候御事

一太田摂津守様御代、若王子村より右池之内新田ニ願出候得共、両村より先規之訳委細申上候ニ付、若王子村より奉願候義御取上ケ無御座候、両村之儀前々より原村ニ而瀬戸川堰水取来候得共、此井水早クきれ、殊ニ八ヶ村之井組之内両村之儀者、水末ニ而井水常々不足仕百姓難儀仕候、尤田地仕付之時分留池水差加江仕付仕候所、池之内新田ニ被為 仰付候ハ、用水不足仕、田地植付難成、百姓迷惑仕候御事

一両村用水取候儀瀬戸川より外無御座候、留池水一切わき不申、溜り水計ニ而御座候ニ付、田地日損仕候処、少々茂新田ニ罷成候而者、両村之田地仕付罷成間敷迷惑仕候、両村之儀出水無御座候間、右留池之儀前々より有来候通ニ被為 仰付被下候ハ、両村之百姓共難有可奉存候御事

右之通被為 聞訳、御慈悲之御意奉仰候、以上

宝永七年寅二月

(市部・五十海両村村役人署名略)

御奉行様

この訴状によると、過去に市部・五十海・若王子三ヶ村は話し合いをし、若王子村内に溜池を造ることを決め、彦坂光正の見分を踏まえた上で、許可を得て溜池を実際に造ったと述べている。五十海・市部両村は、代替地を若王子村へ引渡し、その証拠となる「御書付」も証拠として「今以所持仕候」とある。そもそも五十海・市部両村は、「両村之儀前々より原村ニ而瀬戸川堰水取来候得共、此井水早クきれ、殊ニ八ヶ村之井組之内両村之儀者、水末ニ而井水常々不足仕百姓難儀仕候」と、井組の一員として瀬戸川から水を引いているものの、井組八ヶ村の中でも一番末端に位置しているため、僅かな水しか確保することが叶わず、常々水不足に苦勞しており、なおかつここで追い打ちをかけるように、蓮華寺池の新開などされ、水利に支障を来すような事にでもなれば、死活問題であると強く訴えている。ところがこの度、若王子村は五十海・市部両村に何の相談もなく勝手に「池之内新田開発仕度と御願申上」と、蓮華寺池内を新開する申し立てを役所に行うなどし、このような独断的行為は、自分たちは全く受け入れられないと、憤慨している様子がわかる。またもし役所が、池の新開を認めれば、貯水量は減り五十海・市部両村は深刻な用水不足に陥り、農業に深刻な打撃を与え、収穫量も減ってしまい、「惣百姓迷惑至極仕候」であるとしている。そして、「右留池之儀前々より有来候通ニ被為 仰付被下候ハ、

両村之百姓共難有可奉存候御事」と、今まで通り蓮華寺池は、五十海・市部両村の農業用水源として維持するよう、役所が判決を出してくれば大変助かる旨を説明し、若王子村の訴願を退けるよう強く求めていることがわかる。

この訴訟が最終的にいかなる判決を経て、結審したかは史料が残されていないため不明である。しかし、後述していくように、若王子村と五十海・市部両村は、その後も蓮華寺池の新開の是非を巡り、訴訟という手段で何度も対立を繰り返すので、この宝永七年の訴訟では、若王子村の訴えは退けられ新開は認められなかったものと考えられる。

次に若王子村と、五十海・市部両村内で争論が発生したのは、享保九（一七二四）年六月のことである。再び五十海・市部両村が若王子村を相手取り訴えを起こしている。その訴状が、左の史料である。

【史料6】⁽²²⁾

乍恐以書付奉願上候

一当渴水ニ付市部村・五十海村・若王子村三ヶ村之溜池蓮花寺池先月廿七日三ヶ村立会水門明ヶ申候而、はかり水ニ割合引下ヶ申候処、同廿八日昼市部村・五十海村両村江相談なしニ水留申候二付、水引之者共水道切レ迷惑仕候ニ付水門明ヶ申候所、又候早速若王子村より留メ申候而一切水出シ不申候、依之廿八日之夜九ツ時市部村・五十海村両村之庄屋計り申合候而蓮花寺池江罷越、若王子村庄屋善兵衛方江相立呼申候而

相談仕候ハ、最早是程之渴水ニ有之候得者池留申候而ハ不相成候、今晚水出シ申度存候得共唯今夕水出シ候ハ、だめ水茂可有之候間、明廿九日明六ツ時立会明ヶ可申と申合罷帰り申候二付、明朝六ツ時両村庄屋申合水引之者共一兩人召連蓮花寺池江罷越善兵衛方江申遣候処、漸五ツ時二村之者共召連参り候二付昨晚申合候通水門明ヶ可申旨申掛候得者、若王子村年寄惣兵衛并村之者共申候ハ、最早池ニ水少ク有之候得者両村江水くれ申義成間敷「」候二付、私共申候ハ此池之水もらひ候而引下ヶ申水ニ而者無之、三ヶ村之池ニ而有之候と段々申聞候得共承引不仕、別而年寄惣兵衛・百姓之内治左衛門・清左衛門と申者我儘申此池江手指為致申義不相成候と申候、右之者共致方之義者御尋之上可申上候御事

一此池之義者古来より三ヶ村之用水池ニ相極り申候二付、もらひ候而水引下ヶ申二而ハ無御座、前々渴水之節茂沼堀わけ三ヶ村ニ而箕替ニ仕少々ニ而茂取来申候処、此度新規ニ若王子村荅ヶ村之池と名ヲ付了箇ニ而水くれ申候と申候義不届ニ奉存候、然レ共其砌達而右之挨拶致候得ハ三ヶ村之者共論ニ及申候而、如何様之儀仕出シ可申茂難計奉存候二付、若王子村之者共二断を相立、此上者御役所江申上御意ニ任セ可申旨申渡候得ハ、何方迄も申立可被申と申切候而両村之相談會而用不申候、堤ニ而彼是相談仕候内、庄屋吉兵衛一言茂貪着不仕候、此義一々善兵衛内談申合召連参候義と奉存候、村之者共色々我儘申候得共善兵衛一切構不申候段、存寄茂有之候と

奉存候御事

一此池之儀者慶長年中彦坂九兵衛様御取立三ヶ村江被下置候、
此節九兵衛様御印形御書付式通頂戴仕罷有候、然ル処二近年
ニ至り度々若王子村之者共我儘致候二付、引下ヶ申水心任せ
ニ不被成迷惑至極仕候御事

右之通被為 聞召訳御慈悲を以若王子村庄屋・年寄并治右衛
門・清左衛門被召出御吟味被為遊、古來之通被為 仰付被下置
候ハ、難有奉存候、以上

享保九年辰六月朔日

(市部・五十海両村役人署名略)

鈴木重兵衛様

興津 甚助様

この史料によると、享保九年の争いの原因は蓮華寺池の新開に關する件ではなく、用水の管理についてであった。五十海・市部両村が提出した右の訴状しか残されていないため、若王子村側の主張はわからない。こうした事実を念頭においた上で、五十海・市部両村の訴えを見てみると、以下の通りである。

この年は日照で「渇水」が発生していたため、市部・五十海・若王子各村は、五月二七日、三ヶ村の者が立会いのもと蓮華寺池の水門を開放し、五十海・市部両村へ用水を引いている。しかし、翌二八日に若王子村の者が、五十海・市部両村の了解も取らず勝手に水

門を閉めてしまった。このため五十海・市部両村の「水引之者共水道切レ迷惑仕候二付水門明ヶ申候所、又候早速若王子村より留メ申候而一切水出シ不申候」と、両村の水引の者が再び水門を開放したが、若王子村の者がすぐさま水門を閉じてしまっているのである。

そこで、この日の夜、両村の村役人が若王子村へ出向き、同村の庄屋である善右衛門に直談判し「最早是程の渇水ニ有之候得者池留申候而ハ不相成候」と、渇水が深刻なため直ちに水門を開放し、両村へ蓮華寺池の水を流すよう、強く申し入れをしていることが分かる。これに対し、善右衛門は両村役人の要求を受け入れ、翌日の早朝から水門を開放すると約束している。ところが、翌日両村役人が昨日の約束通り、直ちに水門の開放を求めたところ、善右衛門と「年寄惣兵衛・百姓之内治左衛門・清左衛門と申者我儘」を言いはじめ、彼ら若王子村側の言い分によると「最早池ニ水少ク有之候得者両村江水くれ申義成間敷」「候二付」と、池の水が減少しているので、両村へ用水を流すわけにはいかないと主張したのである。

これに対し、両村役人は「私共申候ハ此池之水もらひ候而引下ヶ申水ニ而者無之、三ヶ村之池ニ而有之候と段々申聞候得共」と、蓮華寺池は三ヶ村共同の溜池であり、池の水を独占し自由に活用する権利など若王子村には無く、そもそも我々は若王子村から用水を貰って水の確保をしている立場ではないと強く反駁しているが、若王子村の者たちは一切聞き入れず、五十海・市部両村の主張を撥ねつけているのである。

両村役人たちは、事を荒立てても不利であると考えたのである

う。これ以上、若王子村の者たちに抵抗せず、立腹しながらもいったん引き下がっている。ここで当事者同士が衝突したら、五十海・市部・若王子三カ村の間で、どんな大きなトラブルが発生するか分からないと危惧したのである。このため、両村役人は若王子村に対し、「此上者御役所江申上御意ニ任せ可申旨申渡候得ハ」と、田中藩役所へ訴え出て決着をつけることを通告し、若王子村も「何方迄も申立可被申と申切候」と、勝手に役所へ訴え出ればいいと返答してきたため、六月一日、五十海・市部両村は田中藩代官へ訴えるのである。両村の訴状を受理した田中藩代官の鈴木重兵衛と興津甚助は、「右御吟味重兵衛様玄関ニ而対決善兵へ・惣兵衛江被仰付候」と、若王子村の善兵衛・惣兵衛を出頭させ、代官所にて五十海・市部両村役人と相対させている。その結果、鈴木・興津両代官が出した判決は、「三ヶ村割水ニ而引候而水不届稻枯候ハ、三ヶ村同様ニ枯候様被 仰付候」と、五十海・市部・若王子各村は蓮華寺池の用水を均等に配分し、もしそれでも水が行き届かず稲が枯れてしまう村が出たならば、三カ村共に稲が枯れるようにすべきである、という裁決を下している。代官は、蓮華寺池の水利権に関しては三カ村の平等性を重視し、日常的な池の維持管理については連帯責任を課すことで、若王子村が独断専行をせず五十海・市部両村が不満を抱かないよう、三カ村の権利主張について、微妙なバランスを維持するような裁定を下したのである。

三、元文期の蓮華寺池用水をめぐる争論

享保九年の、蓮華寺池水利をめぐる五十海・市部・若王子三カ村の対立は、田中藩代官の裁定により決着をみた。しかし、若王子村が蓮華寺池の新開を諦めた訳では決してなく、その後も対立を繰り返していく。ここでは、元文期に発生した、五十海・市部両村と若王子村との対立構造を見ていきたい。

元文二（一七三七）年四月、再び蓮華寺池の新開を狙う若王子村と、阻止したい五十海・市部両村の間で争論が発生する。若王子村を相手取る五十海・市部両村の訴状が左の史料である。まずはこの訴状史料から見えていくこととしよう。

【史料7】⁽²³⁾

乍恐口上書を以奉願上候

一若王子村之内蓮花寺溜池之義、古来より市部村・五十海村・若王子村三ヶ村用水ニ被下置、先年者日數三十日余茂出シ申候処、連々若王子村之百姓共池之内ニ田畑を起シ仕付物仕候故、水余分ニ溜り申儀ヲきらひ申候而、堤尻を切割水ヲ落古来無御座土橋をかけ通用仕、或者水門明々水を吐セ申候故、溜水薄罷成市部村・五十海村江水下り兼度々田地旱損仕難儀至極仕候、依之此間中私共再応若王子村庄屋方江參候而三ヶ村立会人足ヲ入、切所之せぎ仕井水門きわ危所しかり当テ少々之繕仕度旨内談申掛候得ハ、若王子村之者共得心不仕両

村之人足ヲ入不申、手前ニ而計リ繕可仕旨申候ニ付、三ヶ村之用水溜之儀若王子村計ニ而繕可申被申候儀難心得存候故、達而人足ヲ入可申と申候得共、一切挨拶不仕若王子村ニ而計リ右堤切候処繕申候、押而も両村より人足ヲ入可申候得共百姓同士之論事ニ茂罷成申候得者、恐多奉存候ニ付差控罷在候、此義両村之人足ヲ入不申儀ハ、又々水溜可申最中堤ヲ切水門等を明ヶ申候而水吐セ、或者用水入用之節茂私共村々江相談なしニ可仕心底ニ御座候、若王子村之儀ハ少高と申水口ニ御座候得者余分之水望不申、池之内之仕付物之為を計存、両村之難義ヲ了簡無御座我儘成仕方ニ御座候、別而両村之義者瀬戸川井組茂ハヶ村之村末ニ而水届キ兼申候ニ付、此池を力ニ仕罷有候、若王子村仕方之儀ハ乍恐御見分被成下度奉願上候、殊ニ此池之儀者両村大高之田地ニ掛り、其上両村田地ニ潤ひ御座候内者村末出井水茂出、水守村・八幡村迄茂潤ひニ被成申候儀ニ御座候被為、聞召訳御見分□御慈悲を以如何様ニ茂被為、仰付被下候ハ、両村百姓出作之者共も難有可奉存候、以上

元文二年巳四月

(以下、五十海・市部両村役人・百姓署名連印略)

田中

御役所様

(裏書)

「表書之通訴出候、返答書いたし来ル五月二日朝五ツ時双方

会所江罷出可対決候、不參於有之者可為曲事者也

巳四月

(以下、田中藩役人署名連印略)

この訴状によると、「連々若王子村之百姓共池之内ニ田畑を起シ仕付物仕候」とあるので、元文期には、蓮華寺池の一部を若王子村の農民は新開して田畑としていたようである。このため同村では、池に水が「余分ニ溜り申儀ヲきら」い、堤尻を勝手に切ったり、水門を五十海・市部両村の了解も得ず開放して排水するなどしていた。また、「古来無御座土橋をかけ通用仕」と、今まで池に存在していなかった土橋を独断で設置し、通行できるようにまでしている事がわかる。こうした若王子村の度重なる独断専行により、「溜水薄罷成市部村・五十海村江水下り兼度々田地旱損仕難儀至極仕候」と、蓮華寺池の貯水量が激減してしまい、両村は慢性的な水不足に悩まされ、農業に悪影響を及ぼすようになってしまっていると主張している。

このため両村は、若王子村の村役人へ、度々三カ村立ち会いにより人足を送り、堤の決壊した場所や、水門付近の危所を共同で修繕を行うことを内談し申し入れている。両村は、若王子村がこれ以上、蓮華寺池の開発を拡大しないよう牽制しようとしたのである。ところが、「若王子村之者共得心不仕両村之人足ヲ入不申、手前ニ而計リ繕可仕旨申候」と、若王子村は、両村の申し入れを拒み人足の受け入れを拒絶し、自村の人足だけで池の管理・修繕などは行っていくと通告してくる。これに対し、両村は「三ヶ村之用水溜之儀若王子村計ニ而繕可申被申候儀難心得存候故、達而人足ヲ入可申と申

候」と、蓮華寺池は若王子村独自のものではなく、三カ村共同の溜池なのだから、池の修繕などを若王子村が単独で行い、そこから両村を排除するのは、到底受け入れられないと抵抗しているが、同村の返答は、「一切挨拶不仕若王子村二而計り右堤切候処繕申候」というものであった。

このような若王子村の一連の態度に対し、両村側は強い不満と反発を抱くも、「押而も両村より人足ヲ入可申候得共百姓同士之論事ニ茂罷成申候得者、恐多奉存候ニ付差控罷在候」と、無理やり両村が蓮華寺池に人足を送り込む事も考えたが、そうした強硬な手段をとれば、若王子村と両村の百姓間で武力衝突でも発生しかねないことを危惧し、両村側が自重したと述べている。

だがこのような状態を、いつまでもこのまま両村が放置しておいたら、若王子村は「又々水溜可申最中堤ヲ切水門等を明ケ申候而水吐セ、或者用水入用之節茂私共村々江相談なしニ可仕心底ニ御座候」と、再び、池に用水を貯水する季節に勝手に排水したり、また用水が必要な時に若王子村が、両村に相談なく独断で好き放題取水したりする恐れがある等と、懸念を深めていることがわかる。

ここまで事態が深刻化してしまったため、最早、若王子村と五十海・市部両村の当事者間の話し合いでは解決できないと判断した両村は、田中藩に「若王子村仕方之儀ハ乍恐御見分被成下度奉願上候」と、実際の状況を見分してもらった上で、藩より若王子村へ蓮華寺池に十分な用水を貯水して、両村の配水に支障を来さないよう命じられるような裁可を出してほしいと、出訴するのである。

この五十海・市部両村の訴えを受けた田中藩は、「来ル五月二日朝五ツ時双方会所江罷出可対決候」と、五月二日に役所へ出頭し意見陳述するよう、若王子村と、両村の者たちに命じ、もし出頭なき場合は「曲事者也」と厳しい処分に対応することを、三カ村に通告している。

続いては、両村の出訴に対し、当事者同士の意見聴取や現場の見分を経た上で、田中藩が元文二年九月に出した裁許状を左に掲げ、詳しく見ていくこととしたい。

【史料8】

志太郡若王子村・五十海村・市部村三ヶ村用水溜池堤若王子村之者共切割候二付及訴論裁許之事

一市部村・五十海村訴出候者、若王子村之内蓮花寺溜池古来より三ヶ村用水之处、若王子村之百姓共池之内二連々田畑を起し候故水余分に溜り候を嫌ひ堤割切、古来無之土橋を掛水を落し溜水少々罷成、市部村・五十海村江水掛り兼度々田地旱損難儀二付、三ヶ村立合人足を以切所普請相仕立度旨若王子村庄屋方江再応談候得共、若王子村之者無得心人足を立合せ次切所繕候者可水溜最中又々堤を切水門を明水吐せ、或者水入用之節も両村江及相談敷心底若王子村之水口と申余分之水を不望池内之仕付物之為計存、両村之難儀を無了簡我儘之仕方、別而両村之儀者瀬戸川井組も八ヶ村之邑末にて水屈兼候二付、池水を力ニ仕候旨申之見分を請度段訴出之候

一若王子村庄屋・年寄・百姓共答候趣ハ、溜池之儀若王子村池

二而古来より他村一切構申儀無之証拠者、慶長十八年彦坂九兵衛殿支配之節高三拾六石余被潰溜池に成、夫々以来年々引方立候、堤を切割土橋を掛水落し候段市部村・五十海村より申候得共左様之場所無之候、右之場所者先年より水溜まり分量を以満水之要水吐に付置候由、山崩仕古来々者池も少者浅く成、太田撰津守様・内藤紀伊守様御領地之節両度右要水仕、高堰両村より願出候得共当村田畑に障り、剩堤も損候得者高堰難成由申、且池為替地芝間当村江渡し候由申候得共、右芝間之儀者彦坂九兵衛殿より新田開発之証文当村九郎三郎と申者二被下所持仕候段申候得者、両村申分不相立呵を請向後右之池江一切構申間敷旨被申渡候、土岐丹後守様御領知之節両村より池浚願見分有之候処、入用多掛り候故不被申付候、此度両村より申候者、池之内に田畑を起し水溜り候を嫌ひ候と申候得とも不存寄儀二候、太田撰津守様御領知之節檢地請田畑共二明白に候、去ル丑年先庄屋善兵衛当役所江願開発候見取場外池之内ニ新開田畑一切無之間見分請度旨大切之用水に候処、却而水門を明堤を切割水落し候旨申候者不屈成儀二存候、堤小破之普請去年迄当村にて致来候処、今年二至新規之人足を差出繕可申旨相談申掛候者、自今池を我儘に可仕方便と存知両村之人足を遣ひ不申候、右溜池替地是前地も請取不申候、両村より池を我儘に仕度存候ハ、替地の水料成共相渡候様被仰付被下度段答之候

右遂糺明候処、蓮花寺溜池慶長十八年丑年彦坂九兵衛殿支配之

節若王子村・市部村・五十海村三ヶ村為用水、若王子村高之内三拾六石余之所溜池に成普請も依為立合、十七年以前享保六丑年池浚願出候三ヶ村庄屋・年寄連判之願書今以五十海村二令所持立合普請所之証拠明白に候処、古来より他村一切差構候事無之旨若王子村申候、堤切所之儀両村より及相談候得共不令承引若王子村計ニて普請仕立候儀、此度見分に遣し堤切割候に紛無之、池水減少に随ひ田畑切添可致存念相頼旁申訳不相立候、且池為替地両村より相渡候と申芝間之儀、彦坂九兵衛殿証文を以市部・五十海村之内ニ而新田開発仕候旨若王子村雖申之、右両村にも池之為替地可相渡旨彦坂九兵衛殿証文有之候、他村之地内ニて新田開発之儀其謂難相聞、双方之証文百余年以前之儀ニ付其所を以不及沙汰候、池代如水帳年々引来候処、返答書に替地の水料を両村より請取度旨申出候儀、不埒非儀之申分詮議之上一言申被無之、若王子村巧成仕方重疊不屈之至候、市部村・五十海村にも普請立合之証拠有之処、年々小破之普請若王子村ニて仕立候節打捨置、剩水門石水呑口式ツ年久敷以前より破れおり有之候を数年其儘に差置候儀、田地養ひ之用水麓未成致方不念之至申被無之候、市部・五十海両村者瀬戸川井組八ヶ村末にて水届兼候得者、蓮花寺池を用不申候而者田地難養場所顯然に候、其上普請立合候儀享保六年之近証有之上者、向後雖為小破三ヶ村立合普請すへし、尤用水掛引も一村として我儘之働一切致間敷候、此旨双方江被仰渡之条大小百姓急度可相守之、若違狂之族於有之者当人者不及言村役人共至可為曲事、為後証裁

許状、

仍如件

元文二丁巳年九月

馬淵新右衛門

五十海村

市部村

庄屋

年寄

百姓

小牧市之進

白坂左平太

佐々与一右衛門

高瀬彦六郎

関口直右衛門

小坂繁右衛門

今井弥太郎

青木吉左衛門

青木武右衛門

仙葉文太夫

有川七兵衛

藪谷勝盛

神谷忠兵衛

石川安左衛門

丹羽平治兵衛

亀田源五郎

近藤重左衛門

岡本理左衛門

遠藤甚蔵

高瀬登之助

この史料で目をひくのは、家老である馬淵新右衛門・岡本理左衛門・遠藤甚蔵の三名の署名を筆頭に、江戸家老の高瀬登之助、江戸御用人の亀田源五郎・近藤重左衛門、御用人の藪谷勝盛・神谷忠兵衛・石川安左衛門・丹羽平治兵衛、御番役の有川七兵衛、大目付の仙葉文太夫、寺社奉行の青木吉左衛門・青木武右衛門、郡奉行の高瀬彦六郎・関口直右衛門・小坂繁右衛門・今井弥太郎、町奉行の白坂左平太・佐々与一右衛門、目付の小牧市之進と、田中藩の幹部役人たちの署名が並んでいる点である（総勢、二二名）。なお各人の役職は、この史料の「別紙」にて判明する。前で見たように、享保期に発生した水利をめぐる争論は、代官二名が担当していたので、それと比較すれば藩がいかに今回の訴訟を重大事として認識していたかがわかる。それは、もしこの争論の対応を誤り、領内の村落間で武力衝突でも発生しようものなら混乱は避けられず、田中藩の統治に悪影響を与え、領内地域社会内部及び領民間に、深刻な亀裂を生じさせてしまう恐れがあったからである。このため、藩は領内統治を安定的に行っていく上からも裁定内容には慎重をきし、藩重役自ら乗り出して直接対応したものと考えられる。

まずこの裁許状では、詳細に記載されている若王子村の主張について注目したい。同村は、はじめに蓮華寺池について「溜池之儀若王子村池ニ而古来より他村一切申儀無之証拠者、慶長十八年彦坂九兵衛殿支配之節高三拾六石余被潰溜池に成、夫今以来年々引方立候」と、旧来から蓮華寺池は若王子村のみの溜池であって他村は一切関係なく、慶長一八年、彦坂光正支配の時、村内の土地三六石を潰して溜池を造ったのであり、その分毎年、年貢を差し引かれていると述べる。そして、「堤を切割土橋を掛水落し候段市部村・五十海村より申候得共左様之場所無之候」と、五十海・市部両村が申し立てているような、池に土橋をかけたり堤を勝手に切ったなどの主張は、全くの事実無根である。「山崩仕古来今者池も少者浅く成」事態になってしまい、池の底が浅くなったため満水になりやすいので、水害を未然に防止するため排水しただけの事である、と反論している。

両村は、若王子村内に溜池を造る際、代替地を引き渡したと申しているが、「芝間之儀者彦坂九兵衛殿より新田開発之証文当村九郎三郎と申者二被下所持仕候段申候得者」と、この土地は彦坂より若王子村の九郎三郎という人物が、新田開発の許可を与えられた土地の事であり、両村とは全然関係なく、ましてや溜池造成の際の代替地などという主張は、全くの言いがかりであるとする。

あわせて、「土岐丹後守様御領知之節両村より池浚願見分有之候処、入用多掛り候故不被申付候」と、土岐丹後守頼稔が田中藩主時よりとし（正徳三（一七一三）年～享保一五（一七三〇）年）に、両村より

藩に池浚願が出され見分が行われているが、結局費用がかかり過ぎるという理由で立ち消えとなったのであり、三カ村共同で実際に池浚が行われた事実は無いと述べている。さらに両村は、「池之内に田畑を起し水溜り候を嫌ひ候と申候得とも不存寄儀ニ候、太田撰津守様御領知之節検地請田畑共ニ明白に候」と、若王子村が蓮華寺池内部を新開し田畑に開発していると訴えているが、これも事実無根であり、それは太田撰津守すけなお資直が田中藩主時（貞享元（一六八四）年～宝永二（一七〇五）年）に行われた検地を調べてもらえばわかる事であると主張している。

そして、「去ル丑年先庄屋善兵衛当役所江願開発候見取場外池之内ニ新開田畑一切無之間見分請度旨」と、享保一八（一七三三）年に元庄屋の善兵衛が役所から許可を得た土地以外、新開など一切していないので見分してほしいとしている。また、「大切之用水に候処、却而水門を明堤を切割水落し候旨申候者不届成儀ニ存候」事であり、蓮華寺池の堤が壊れ普請が必要になった場合、今まで若王子村が常に修繕をしてきたのである。「今年二至新規之人足を差出繕可申旨相談申掛候者、自今池を我儘に可仕方便と存知両村之人足を遣ひ不申候」と、両村が今年に入り突然自村からも人足を派遣して修繕を行いたいなどと言いつ出したのは方便であり、実際は蓮華寺池を両村で独占し、好き勝手に使いたいからであると断じている。若王子村は最後に、「溜池替地是前地も請取不申候、両村より池を我儘に仕度存候ハ、替地の水料成共相渡候様被仰付被下度段答之候」と、我々は両村から蓮華寺池の代替地など一切受け取っていないの

であり、もし両村が池を思うがままに使用したのであれば、「替地の水料」を支払えと命じてほしいと求め、一連の主張を結んでいる。

ここまでは一通り、若王子村の主張を概観してきた。前掲【史料7】で見た、五十海・市部両村の訴えた内容とは、多くの部分で食い違っていることがわかる。

田中藩は、五十海・市部両村と、若王子村の主張を詳細に聴取した上で、大略次のような四つの点からなる裁許を下している。すなわち、第一に「蓮花寺溜池慶長十八年丑年彦坂九兵衛殿支配之節若王子村・市部村・五十海村三ヶ村為用水、若王子村高之内三拾六石余之所溜池に成普請」と、蓮華寺池は五十海・市部・若王子三ヶ村が共同で使用するため造られた溜池であり、あわせて五十海・市部両村が主張している通り、三ヶ村共同で管理・運用されてきたのも明白な事実である。若王子村の主張は事実無根という判断である。

また、「堤切所之儀両村より及相談候得共不令承引若王子村計二て普請仕立候儀、此度見分に遣し堤切割候に紛無之」と、見分の結果、堤を人為的に切った箇所があり、若王子村が自らの都合に合わせて池の水を勝手に排出し、池を新開しようとしていた事は、弁明しやうのない事実であると認めている。

第二に、若王子村が自村内の土地を潰して溜池を造った代わりの土地を、与えられていないと主張している点である。これについては、「池為替地両村より相渡候と申芝間之儀、彦坂九兵衛殿証文を以市部・五十海村之内二而新田開発仕候旨若王子村雖申之、右両村

にも池之為替地可相渡旨彦坂九兵衛殿証文有之候、他村之地内二て新田開発之儀其謂難相聞、双方之証文百余年以前之儀二付其所を以不及沙汰候」と、五十海・市部両村には替地証文が残されているものの、一方で百年以上も昔の話であり、藩はこの件については不問としていることがわかる。

第三に、「池代如水帳年々引来候処、返答書に替地の水料を両村より請取度旨申出候儀、不埒非儀之申分詮議之上一言申被無之、若王子村巧成仕方重疊不届之至候」と、若王子村は蓮華寺池部分の年貢は免除されていながら、両村に「替地の水料」を支払えなどと主張するのは言語道断であるとの認識を藩は示している。

第四に、ただし「市部村・五十海村にも普請立合之証拠有之処、年々小破之普請若王子村二て仕立候節打捨置、剩水門石水呑口式ツ年久敷以前より破れおり有之候を数年其儘に差置候儀、田地養ひ之用水麓末成致方不念之至申被無之候」と、蓮華寺池の堤が壊れた際は、毎回若王子村が単独で修繕させられてきた事も事実であり、この点は五十海・市部両村に非があることを藩は認めている。

以上ここまでは、元文期に発生した蓮華寺池の開発や管理をめぐる、五十海・市部両村と、若王子村との争論について見てきた。田中藩は最終的に証拠に基づき、若王子村の主張の大部分を否定し、反対に両村の主張を多く支持する裁許状を下すものの、一部で両村の蓮華寺池に対する管理責任も問う事で、バランスを図っている。双方が得心するように、裁許を出すまで終始どちらの側にも偏らず、客観的な証拠のみに基づいて結論を下している。若王子村には

不満の残る裁許であつただろうが、このような客観的証拠に依拠した論理的な裁許状を出されてしまつては、若王子村も強く反論して裁許状の内容を覆すのは難しいと判断し、受け入れる決断を下したものと思われる。田中藩では今後、三ヶ村が協力・協働して、どのような小さな故障が堤や水門に発生しても、村同士話し合いの上、三ヶ村民が立会い、修理や管理を行つていく事、特定の村が独断専行しトラブルを起こさないよう、厳しく言い聞かせ、裁許状を締め括っているのである。

四、文化期の蓮華寺池用水をめぐる争論

元文期の裁許状に基づき、五十海・市部・若王子三ヶ村は、協力しながら蓮華寺池の管理・修繕などを行つていた。しかし若王子村の一部百姓の中には、蓮華寺池は同村が単独で使用や所有について権利を持つという、元文期の裁許状とは相反する考えを持った者たちがいたようである。この者たちが、その後も何度となく堤を切る事件を起こし、三ヶ村の足並みが再び乱れ始めるのである。このため、五十海・市部両村は水番を蓮華寺池に送り込み、トラブルを起こす若王子村民を監視し、もし堤が切られたら水が外に流出しないよう堰き止める応急措置をして、直ちに修繕できる体制を整えるようになる。しかし若王子村民の、度重なる堤を切断する行為に対し、両村の村民間では若王子村に対し、再び強い反発を抱くようになってしまふのである。⁽²⁵⁾

こうした中、文化八（一八一）年七月、再度蓮華寺池をめぐる争論が、五十海・市部両村と若王子村との間で再発してしまふ。まずは、両村が田中藩役所へ提出した、左の訴状から見えていく。

【史料9】⁽²⁶⁾

乍恐以書付御訴訟奉申上候

一蓮花寺池溜水之儀者古来今市部村・五十海村・若王子村右三ヶ村二而御田地用水溜水仕来候処、元文二巳年若王子村右溜池若王子地内と申、両村江難題被申掛無拠其節御訴訟奉申上候処、双方御呼出シ御吟味之上両村理運御裁許被為仰付難有仕合奉存候、依之仕来通三ヶ村二而右用水場之儀先規之通諸事三ヶ村相談之上溜落等差引仕候得共、免角若王子村二而者、地内与相心得候哉、動者池水切落候儀茂御座候得とも、切落候者誰とも不相知候間、其度々両村より堰留メ御田地太切之用水御田地不作之節者両村難渋御上様江奉恐入候間、両村二而水番付置切落候所堰留させ候儀年々度々之儀御座候得者、両村小前之者共彼是申立騒立候節茂両村役人共成丈穩便二差押置候処、当月二日若王子村より私共両村江掛合申越候者、池水際通知方水湛難儀有之、殊ニ当時之振合二而者溜水入用之儀も無之候得者池水切落申度旨月行事之者を以申聞候二付、両村小前江相談仕候処、両村之儀者井水通り之儀末水二御座候得者、池水囲置申度尤益時分二茂相成候ハ、立合之上少々茂切明可申段両村村役人を以若王子村庄屋徳右衛門江挨拶仕候処、徳右衛門申候者、池溜水三ヶ一者此方

引水之分切落可申等我儘申聞候間、其後兩村江掛合も無之立合之場所我意を以水門明ヶ溜水多分ニ切落申候間、水番之者を以堰留吳候様相断申差留申候所、無程水門より多分ニ水落候故水番之者防留申候得共、又々水門切明其上御普請所水門請転シ、本長式間廻り六尺余杭木共紛失仕候、第一御普請所相荒申候而者兩村之越度ニも相成候段奉忍入候ニ付、水番昼夜無油断付置申候処、水番之者池水切落候者見付相糺候処、若王子村仁左衛門と申者ニ御座候、右ニ付若王子村庄屋徳右衛門方江相届申候処同人申聞候者、仁左衛門儀其村方江差遣シ可申候間、水番助右衛門と掛合之上如何様成共存寄ニ可被致と挨拶ニ御座候、然所其後仁左衛門私共方江罷越同人申儀者、私義何心なく水門明水出申候ニ相違無之候、併私村方之池ニ御座候得者格別不埒と申儀ニ茂無之候旨申之、庄屋徳右衛門始小前仁左衛門迄茂不法之儀申掛候段、先年被為 仰付候御裁許被 仰渡候義相破候心体と相見江申候、彼等不法之儀其儘差置候而ハ、此以後兩村御田地相荒難立行始末ニ相成候而者御上様江茂奉忍入候ニ付、無拠此度御訴訟奉申上候、則先年御裁許被為 仰渡候御書付別紙相認写奉入御覽候間、何卒若王子村役人并小前仁左衛門被召出御糺明被為成下、以来水門堰落シ御普請場所相荒シ不申候様被為 仰付、兩村用水溜前々相定置候通以御威光被為 仰付被下置候ハ、莫太之御慈悲と兩村一統難有仕合奉存候、御尋之儀者御吟味之節猶亦口上を以可申上候、以上

文化八辛未年七月

(以下、市部・五十海兩村役人署名略)

田中御役所

この訴願によると、問題が発生したのは「当月二日若王子村より私共兩村江掛合申越候者、池水際通畑方水堪難儀有之、殊ニ當時之振合ニ而者溜水入用之儀も無之候得者池水切落申度旨月行事之者を以申聞候」と、七月二日、若王子村から五十海・市部兩村に対し、池の水が畑のすぐ側まで溢れ出し難儀しており、このため今年も「うこれ以上、池に貯水する必要も無いと思われるので排水して貯水量を減らしたい、との申し出がなされている。この申し出に対し、兩村では「兩村小前江相談仕候処、兩村之儀者井水通り之儀末水ニ御座候得者、池水囲置申度尤盆時分ニ茂相成候ハ、立合之上少々茂切明可申段兩村今村役人を以若王子村庄屋徳右衛門江挨拶仕候」と、村役人が兩村の小前たちに相談したところ、我々の村は瀬戸川より十分な用水が得られない土地柄であり、用水不足になると問題なので、とりあえず当分の間池の水はそのままにしておき、盆の時分になったら三カ村の者が立合ひの上で、必要最小限度の用水を排水するという事で話をまとめ、若王子村庄屋の徳右衛門に、兩村村役人から小前一同の総意として伝達している事がわかる。

しかし、徳右衛門は「池溜水三ヶ一者此方引水之分切落可申等我儘申聞候」と、蓮華寺池の水の内、三分の一は当村の権利分なので、その分のみ排水すると述べ、「其後兩村江掛合も無之立合之場所我

意を以水門明ヶ溜水多分二切落申候」と、両村が納得していない状況で、両村からの立合いも無いまま勝手に水門を開放し排水してしまうのである。この若王子村の独断行為に、両村より派遣されていた蓮華寺池水番の助右衛門が気づき、「水門より多分二水落候故水番之者防留申候」と、すぐさま水門を堰き止めたところ。だが、再び「水門切明其上御普請所水門請転シ、本長式間廻り六尺余杭木共紛失仕候」と、その後また若王子村の百姓が水門を切り開いてしまい、この際、杭木が流され紛失してしまっている。

このため両村は、「水番昼夜無油断付置申候処、水番之者池水切落候者見付相糺候処、若王子村仁左衛門と申者二御座候」と、池に水番を、昼夜を問わず送り込み嚴重に見張っていたところ、水門を切り開いた者を発見したため、捕まえ問い質してみると、若王子村百姓の仁左衛門であるという事がわかった。両村水番の助右衛門は、「若王子村庄屋徳右衛門方江相届申候処同人申聞候者、仁左衛門儀其村方江差遣シ可申候」と、犯人の仁左衛門を若王子村庄屋の徳右衛門へ引き渡そうとしたところ、彼は仁左衛門を両村へ引き渡すとは返答するのである。このため、両村では「然所其後仁左衛門私共方江罷越同人申儀者、私義何心なく水門明水出申候二相違無之候、併私村方之池二御座候得者格別不埒と申儀二茂無之候旨申之」と、仁左衛門を連行し事の次第を問い質している。仁左衛門の主張によると、蓮華寺池の水門を両村の了解無く勝手に開放したのは自分である事を認めている。しかし、そもそもこの池は、わが若王子村の溜池なのだから、水門を開放するのに、いちいち両村の了解を

得る必要など無く、全く問題となるような行為ではないと答えている。問題化し事を荒立てている、両村の認識の方がおかしいと言わんばかりの返答である。だが逆に見れば、こうした認識こそが、若王子村民の共通した、正直な考え方であったとも言えるだろう。

以上見てきたように、両村では「庄屋徳右衛門始小前仁左衛門迄茂不法之儀申掛候段、先年被為 仰付候御裁許被 仰渡候義相破候心体と相見江申候」と、若王子村は村役人から小前百姓に至るまで、元文二（一七三七）年九月に田中藩が出した裁許状を、ないがしろにし、軽んじていると訴え、彼らを役所に呼出して堤を独断で切った件について真相を糺し、厳しい御沙汰を下してほしいと田中藩に訴え出るのである。そうしなければ、また同じことが繰り返され、「此以後両村御田地相荒難立行始末二相成候而者御上様江茂奉恐入候二付、無拠此度御訴訟奉申上候」とし、元文二年の裁許状をしっかりと守るよう、若王子村へ役所から強く命じてくれるように求めている事がわかる。

こうした五十海・市部両村の行動に、若王子村は動揺する。まさか両村が藩に訴えるとは考えていなかったのである。若王子村の状況認識の甘さが招いた事態であるといえるだろう。そこで若王子村は、この問題がこれ以上拡大して重大事に陥らないよう、近隣農村である長楽寺村の庄屋又兵衛、益津村の庄屋九兵衛、下伝馬町の恒右衛門と平助の四名に、仲裁人を依頼し、藩でこの問題が正式に受理され取り扱われる前に、内済で事を收拾しようと対処している。その際、若王子村と五十海・市部両村の間で取り交わされた済

口証文が次の史料である。

【史料10^②】

一札之事

一蓮花寺池端ニ有之候当村田畑水湛難儀之場所所有之候段、右二
付池水減度当七月二日村夫月行事を以、両御村江掛合申候処、
囲池之儀故切明ヶ候儀御承知難被成儀ニ付、猶亦上水減シ度
之旨月行事を以御掛合申入候処、違時分ニ茂相成候ハ、上水
少々切落可申由両御村々村役人中を以被仰越候処、其節庄屋
徳右衛門義及挨拶候者、池水之儀三ツ老ツ者当村田地江可引
分之水ニ付其分勝手ニ水門切明ヶ候旨申之、其後水門切明候
処、両御村水番助右衛門防留メ、又候村方仁左衛門水門切明
候処、水番助右衛門見付其旨庄屋方江御届御座候而、両御村
より田中御役所江当村相手取御訴訟申上候旨承知仕驚入申
候、右池水之儀者元文二巳年御裁許被仰渡三箇村立会之用水
ニ古来之通被仰渡候儀、年来相立候故ふと心得違之儀仕候、
両御村御訴訟之儀及御吟味候而者私共村方一言之申訳無之儀
共御座候、殊ニ池端田畑水湛難儀等と申候儀者、畢竟当村勝
手之筋ニ而表立御掛合申候段全心得違之儀ニ御座候、其上仁
左衛門其御村方江罷越、当村池与相心得水門明ヶ候而茂格別
不埒与申儀茂無之等与申置候段、同人義も三ヶ村御大切之用
水不束之儀申述、只今至り一言之申訳無御座候、不調法至極
ニ御座候、依之早速長楽寺村庄屋又兵衛・益津村庄屋九兵
衛・下伝馬町恒右衛門・平助右四人御頼何分内済被成下候様

頼入候処、右取扱人中両御村江内済之儀御頼申入候処、御納
得被下仁左衛門儀者勿論村役人一同安心仕奉存候、然ル上
者池水之儀者元文中御裁許被 仰渡候通、以来村方小前江
茂年々為説聞惡水吐御定法之通相減申間敷候、依之自今以後
右溜池猥ニ相荒シ候者御座候ハ、両御村ニ而茂見当り次第
如何様被 仰立候共於当村茂御一同仕異事ヶ間敷義決而申間
敷候、為後証取扱人加判一札差入申処仍如件

若王子村

庄屋

徳右衛門

年寄

文化八年末八月

清 七

百姓代

平 六

百姓

仁左衛門

(以下、長楽寺村・益津村・下伝馬町役人署名略)

市部村

御庄屋 御年寄中

この史料全体を見渡すと、若王子村が全面的に非を認めて謝罪し
ていることが分かる。五十海・市部両村の事を、「両御村」と敬称
で記述しているところも、これまでの史料では見られない特徴であ
る。若王子村は、蓮華寺池が当村の占有溜池では無い事を、今回の

証文で初めて明確に自ら証言したのである。すなわち同村は、両村に藩へ訴えられたことにより、そこまで追詰められたということであろう。それは、第三者である長樂寺村・益津村・下伝馬町役人の四人が仲裁役として、また証人の役割をはたしてくれる様、若王子村自身が頼み込んだ事実からも明らかである。第三者を間に挟まなければ収拾がつかないほど、若王子村と両村の間には深い亀裂が生じてしまったのであり、この亀裂は自力での修復不可能なところまで陥っていたのである。このままでは、田中藩領内の村同士が形成してきた社会が分裂してしまうことを、若王子村も危惧したであろうし、仲介役をした第三者の村々も同様の懸念を持ったものと考えられる。

また田中藩にとって、文化期に若王子村百姓が行った行為は、元文期に下した裁許状違反であるのは明白であるだけでなく、そのまま放置すれば藩の權威に悪影響を及ぼす重大問題であった。幸い今回の争論は、若王子村が全面的に謝罪し、内済で済んだことで大事には至らなかった。藩にとっては、長樂寺村などの第三者が仲裁を主導し、村落間で問題解決を図ってくれたのは、有り難いことだっただろう。藩が乗り出せば、若王子村の者を裁許状違反で処罰しなければならず、事が重大案件にならざるをえない可能性を孕んでいたからである。

あわせて、今回の一件からは村落間社会の中で、このような重大事件が発生した場合、村役人をはじめとする地域の有力者が、優れた問題解決能力を発揮し、大事になる前に解決へ導くだけのリ-

ダーシップを発揮する能力を有していたことを示している。なお且つそうした優秀な地域運営能力を備えた人物が、近世後期の村落社会内部で、百姓身分の中から誕生していたという事を、明快に示す事例であると解釈できるだろう。

おわりに

本稿では、駿州志太郡に存在する蓮華寺池をめぐる、周辺村落間の度重なる争論の実態説明を行ってきた。最後に、本稿で述べてきたことをまとめることで、結びとしたい。

蓮華寺池をめぐる争論で、一貫して注目されるのは、周辺村落の若王子村および五十海・市部両村が、自らの村の権利を守るため、常に一步も引かず自己の主張の正当性を訴え続けている事である。五十海・市部両村は、農業用水を確保しづらい土地柄であり、近世を通じて常に水不足の不安を感じていた。これに対し、若王子村は農業用水に難儀する心配はなく、むしろ両村よりも田畑が少ないので、いかに新田開発や新開を進めていくかが長年の課題であった。ここに両者の蓮華寺池に対する認識の違いが露わとなり、同池が争論の対象となってしまうのである。溜池として用水の確保に、死活的に重要な役割を果たしていると考える両村に対し、池を新開し新たに田畑の拡張工事をしたい若王子村とは、激しい争論を生み出す原因となる。

このため、貯水量の管理や池の維持管理に関しても、両者は激し

い対立を繰り返す。出来るだけ貯水量を減らし干上がり地ができた場合はそこを新田開発の対象としようと狙う、若王子村に対し、常に池の貯水量が潤沢でないと心配でならず水不足を恐れる両村は、池や水の管理を独断で行おうとする若王子村に不信感を募らせていく。ただし若王子村も、単に新開のため池の貯水量を減らしたいと考えていた訳ではなく、大雨などがあると池の水が溢れ出し水害となり、村内の田畑が被害にあうという難題を抱えていたことも付言しておかなければならない。

このような蓮華寺池をめぐる両者間の対立は先鋭化していき、ついに元文二年になると、田中藩を巻き込んだ争論へと発展していく。若王子村は、池の水門を両村の了解なく開放したり、池に土橋をかけたり、池尻を勝手に切るなど、あらゆる手段を用いて池の水量を減らそうと画策・実行している。これに対し五十海・市部両村では、若王子村が独断行為をしないよう再三申し入れを行っているにもかかわらず、一向に埒があかないため、藩に訴え出るのである。両村から訴えを受けた田中藩は、それを受理し、実際に現場の見分を行ったり、当事者双方の主張を丹念に聴取するなど、その対応に慎重を期している。なぜなら、田中藩としても領内村落で激しい対立が続く事は決して好ましい状況ではなく、ましてや若王子村と五十海・市部両村の百姓間で問題がこじれ、武力衝突でも発生しようものなら、最悪の状況に陥ってしまうと危惧していたからである。藩としては、原告・被告両者が納得し、受け入れ可能な裁許状を出さなければならぬ。それは、藩の権威維持に関わる重大事であり、

なおかつ公権力として藩の果たすべき重要な役割だったからである。元文期の争論は、田中藩の裁許状を若王子村と五十海・市部両村が受け入れるという形で決着がついたため、藩が危惧していた領内の混乱などという事態にも至らず、平和裏に取り敢えずは一件略着した。しかし、若王子村民は内心不満を感じていたのも事実であろう。同村民の中には、蓮華寺池が自らの村内にあり、村内の貴重な土地を潰して造ったもので、日常的な池のメンテナンスなども、我々が行っているという強い思いがあったからである。

このため、若王子村の百姓たちの不満は時が経つにつれ充満していく、再び文化期になると争論の原因となってしまう。池の水害に悩まされる若王子村は、両村の了解なしに勝手に水門を開放して放水したのである。これに激怒した両村では、元文期に藩より出された裁許状を盾に、若王子村の行為は裁許状違反である事が明白であると主張し、再び藩に訴えるのである。藩としても裁許状を反故にするような、この度の若王子村の行為を黙って見過ごす訳にはいかない。それは、藩の権威に挑戦するような行為だからである。しかしその一方で、藩としては事を荒立てたくないという思いもあっただろう。領内が混乱しかねない危険な可能性を生み出したくはなかったからである。若王子村側としても、今回の両村の出訴は動揺を与える重大事件であった。まさか、両村が藩に出訴するとは思っていなかったからであり、もし裁判にでもなれば元文期の裁許状違反は明確で、自分たちが敗北する事は明白だったからであり、そうなれば藩より、どのような処罰が下されるかも、分かった

ものではなかったからである。このため若王子村は、藩にこの案件が正式に受理される前に、独自の方法で決着させようと動く。それが内済であった。若王子村と両村との間には、すでに決定的な溝ができてしまっているので、当事者間のみで和談するのは難しい。そこで、近隣村落の有力者の協力を得て、仲介役を果たしてもらい解決を図ろうとしたのである。第三者の立場にある村々の有力者たちも、これ以上、若王子村と両村が対立を繰り返すのは、この地域にとって何のメリットもないと判断したのだろう。積極的に解決のため奔走し、若王子村には非を認めさせ、両村にはその謝罪を受け入れるよう仲介し、最終的に済口証文を取り交わすことで、大事にならない内に解決へと導いている。またこの際、注目しておくべき点は、仲介役を果たし問題解決にまで話をまとめられるだけの政治的調整能力を備えた百姓が、具体的にこの地域にも存在していたということである。こうした有力百姓の地域運営能力の高さこそが、この地域社会の安定的な維持に不可欠な存在であったのである。

以上見てきたように、近世期の蓮華寺池をめぐる争論はこれで一段落する。最初に紹介した喜多村俊夫氏の解明・分析した、全国各地における用水争論の個別事例と比較すると、領主に裁定を仰ぎ裁許状により争いを治めている点や、地域社会に存在する第三者的立場の有力領民に調停を依頼し、内済を図っている事例などは、蓮華寺池用水争論においても普遍性が看取される。一方で、渡辺尚志氏が事例とした河内国では、前述したように「非領国」地域のため、用水争論が発生した際は幕府までその訴訟が持ち込まれたが、蓮華

寺池争論の場合は、幕府に上げられる手前で田中藩が裁許状を出し争論の裁定を図り、領民もこの裁許状に従う旨を藩に申し出ている。渡辺氏が検討対象とした河内国と同様に、「非領国」地域である駿河国に存在する田中藩では、藩が公権力の執行権者として「果たすべき役割」を確実に果たしており、領民もそれに従っているので、幕府に争いが持ち込まれるまでもなく、藩による争論解決機能がしっかりと働いていた事実を、証明するものであろうと考える。ところが若王子村は決して、この池の新開や独断的権利の主張を諦めた訳ではなく、この争いは新たな形となって明治時代に再燃するのである。明治期の蓮華寺池争論については、別稿にて明らかにしていきたいと考える。

註

- (1) 田中休愚(村上直校訂)『新訂 民間省要』(有隣堂、一九九六年)一一頁。
- (2) 渡辺尚志『百姓の主張——訴訟と和解の江戸時代——』(柏書房、二〇〇九年)、同『百姓たちの幕末維新』(草思社、二〇一二年)、同『武士に「もの言う」百姓たち』(草思社、二〇一二年)など。
- (3) 喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的研究』総論篇(岩波書店、一九五〇年)。
- (4) 喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的研究』各論篇(岩波書店、一九七三年)。
- (5) 大塚英二『近世後期の用水争論と埤樋技術の展開』(『日本史研究』三〇三号、一九八七年。のち、同氏『日本近世地域研究序説』清文堂出版、

- (2) 〇〇八年所収。
- (6) 渡辺尚志『百姓たちの水資源戦争——江戸時代の水争いを追う——』（章思社、二〇一四年）。
- (7) 蔵田貫『近世大坂地域の史的研究』（清文堂出版、二〇〇五年）二四〇頁。
- (8) 前掲大塚英二『日本近世地域研究序説』所載の各論文を参照。
- (9) 久留島浩「組合村（村連合）と地域秩序」（村上直ほか編『日本近世史研究事典』、東京堂出版、一九八九年）九六〜九七頁。
- (10) 野尻泰弘「村の紛争解決——百姓は紛争をどのように解決したか——」（歴史科学協議会編『歴史の「常識」をよむ』、東京大学出版会、二〇一五年所収）。
- (11) 「（以上）」（藤枝市・小宮山祥吾家所蔵文書）（『藤枝市史』資料編3近世一、藤枝市、二〇〇四年、六八八頁）。
- (12) 『国史大辞典』第十一卷（吉川弘文館、一九九〇年）八七六頁。
- (13) 大石学編『江戸幕府大事典』（吉川弘文館、二〇〇九年）二七五頁。
- (14) 本多隆成『定本徳川家康』（吉川弘文館、二〇一〇年）二二九〜二三三頁。
- (15) 『静岡県地名』日本歴史地名大系第三二卷（平凡社、二〇〇〇年）六八二頁。
- (16) 「彦坂九兵衛様御証文」（藤枝市・成瀬三郎家所蔵文書）（前掲『藤枝市史』資料編3近世一、六八八頁）。
- (17) 「溜池御判物写 市部村庄屋又吉忠英」（藤枝市・小宮山祥吾家所蔵文書）（前掲『藤枝市史』資料編3近世一、六九五頁）。
- (18) 『駿河記』上巻（臨川書店、一九七四年覆刻）六五九頁。「駿河記」は、島田宿の素封家・桑原藤泰の編になる駿州の地誌である。文化六（一八〇九）年編纂に着手し、駿州各郡村内の調査活動を始め、文政元（一八一八）年に完成をみている。
- (19) 「土屋相模守様御代 はすの葉御書付」（藤枝市・成瀬三郎家所蔵文書）（前掲『藤枝市史』資料編3近世一、四五四頁）。
- (20) 『藤枝市史』通史編下近世・近現代（藤枝市、二〇一一年）三六七頁。
- (21) 「乍恐書付を以御訴訟申上候」（藤枝市・小宮山祥吾家所蔵文書）（前掲『藤枝市史』資料編3近世一、六八八〜六九〇頁）。
- (22) 「土岐丹後守様御代享保九年辰五月廿九日水論翌月六月初日」（藤枝市・小宮山祥吾家所蔵文書）（前掲『藤枝市史』資料編3近世一、六九〇〜六九二頁）。
- (23) 「公事之記 元文二年巳四月 本多様御代市部村五十海村願書下番」（藤枝市・小宮山祥吾家所蔵文書）（前掲『藤枝市史』資料編3近世一、六九四〜六九七頁）。
- (24) 「溜池御判物写 市部村庄屋又吉忠英」（藤枝市・小宮山祥吾家所蔵文書）（前掲『藤枝市史』資料編3近世一、六九四〜六九七頁）。
- (25) 前掲『藤枝市史』通史編下近世・近現代、三七一〜三七二頁。
- (26) 「文化八年未七月 本田豊前守様御代」（藤枝市・小宮山祥吾家所蔵文書）（前掲『藤枝市史』資料編3近世一、六九七〜六九九頁）。
- (27) 「本田豊前守様御代 文化八年未八月」（藤枝市・小宮山祥吾家所蔵文書）（前掲『藤枝市史』資料編3近世一、六九九〜七〇一頁）。